

【法人略語の使用方法および受取人名が30文字を超える場合について】

平成25年11月

法人・営業所および事業所の種類名は、次の用法に基づき略語を使用することができます。

受取人名が30文字を超える場合は、頭から30文字を入力してください。

(a) 法人略語および営業所略語は、略語判別表示としてカッコを付けて使用してください。

事業略語には、略語判別表示を付けないでください。

冠頭語と事業略語とは続けて記入し、分かち書きをしないでください。

(例) ・カ) キョウシヨウジ
・キョウシヨウジ(カ) トウキョウ(エイ
・キョウシヨウジ(カ)

(b) 略語の使用は、1法人名につき1個としてください。ただし、法人略語、事業略語および営業所略語のそれぞれを組み合わせ併用しても構いません。

(例) 「平成海上火災保険株式会社 名古屋営業所」の場合
→ ヘイセイカサイ(カ) ナゴヤ(エイ

(c) 略語を使用することができる用語および略語は、以下のとおりです。

用語	カナ文字による略語	用語	カナ文字による略語
1. 法人略語		2. 営業所略語	
株式会社	カ	営業所	エイ
有限会社	ユ	出張所	シュツ
合名会社	メ		
合資会社	シ		
合同会社	ド	3. 事業略語	
医療法人	イ	連合会	レン
医療法人社団		共済組合	キョウサイ
医療法人財団		協同組合	キョウクミ
社会医療法人		信用組合	シンクミ
財団法人	ザイ	生命保険	セイメイ
一般財団法人		海上火災保険	カイジヨウ
公益財団法人		火災海上保険	カサイ
社団法人	シヤ	健康保険組合	ケンボ
一般社団法人		国民健康保険組合	コクホ
公益社団法人		国民健康保険団体連合会	コクホレン
宗教法人	シュウ	社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
学校法人	ガク	厚生年金基金	コウネン
社会福祉法人	フク	従業員組合	ジュウクミ
更正保護法人	ホゴ	労働組合	ロウクミ
相互会社	ソ	生活協同組合	セイキョウ
特定非営利活動法人	トクヒ	食料販売協同組合	シヨクハンキョウ
独立行政法人	ドク	国家公務員共済組合連合会	コクキョウレン
地方独立行政法人	チドク	農業協同組合連合会	ノウキョウレン
弁護士法人	ベン	経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
有限責任中間法人	チュウ	共済農業協同組合連合会	キョウサイレン
無限責任中間法人		漁業協同組合	ギョキョウ
行政書士法人	ギョ	漁業協同組合連合会	ギョレン
司法書士法人	シホウ	公共職業安定所	シヨクアン
税理士法人	ゼイ	社会福祉協議会	シヤキョウ
国立大学法人	ダイ	特別養護老人ホーム	トクヨウ
公立大学法人		有限責任事業組合	ユウクミ
農事組合法人	ノウ		
管理組合法人	カンリ		
社会保険労務士法人	ロウム		